京都オートオークション運用規定

下記、運用規定について一部変更をさせて頂きます。

実施日　　**平成 26 年 8 月 6 日 AA より運用**

リサイクル券の取り扱いの変更

（変更前）

出品申込書にリサイクル料金の記載が無い場合は車輌価格含まれる処理となり追加精算は行いません

（変更後）

リサイクル料金の誤記入が判明した場合は後日追加精算致します。但し、書類発送後 7 日以内に申告のあったものとする。

ＫＡＡオートオークション運用規定

下記、追加及び一部変更をさせて頂きます（平成２５年１月９日～実施）

アナログＴＶの出品票の記載変更について

出品票記載方法

《装備品欄（純正品のみ）》

新車販売時に当該車両に設定されていたＴＶ（メーカー・ディーラーオプション含む）を装備している場合は、アナログ・地デジ問わず出品票装備品欄のＴＶに『〇』印を付けて良いものとします。ただし、アナログの場合は注意事項（出品店記入）欄にアナログＴＶと記載をお願い致します。記載のない場合は地デジと判断し、クレーム対象となりますので、ご注意ください。

評価点基準の一部改定について

初度登録より 20 年以上経過している車両についても「持ち点車」扱いとします。原則ノークレームとなりますが、出品票記載違い、セールスについては、クレーム対象となりますので、ご注意ください。

以上

ＫＡＡオートオークション規約

第１章　　総則

第１条　名称
京都オートオークション株式会社（以下ＫＡＡ）とします。

第２条　目的
ＫＡＡはオークションを開催する事により売手、買手の中古車取引の仲介を行い、もって中古車流通の促進及び業界発展の一助となる事を目的とします。

第３条　オークションの方法
ＫＡＡにおける出品、成約等のすべての取引はポス＆コンピュータシステム及び手ゼリ競り上げ方式によって処理されるものとし、参加者はこのシステムによるすべての結果を遵守しなければならない。

第４条　落札価格
落札価格はセリ最終価格とします。但し最低希望価格に達しない時は落札を認めない場合があります。

第５条　個人情報の保護
ＫＡＡはオークションの運営、管理に際して会員の個人情報並びに企業情報を取得する場合、本規約・運営規定で定めたＫＡＡの実施に必要な範囲で利用する旨の利用目的を明示する。

~~第２章　　会員登録~~

~~第１条　参加資格~~
~~下記の要領を満たし、ＫＡＡと会員登録を締結した者とします。~~
~~①中古自動車取り扱い古物許可証を所持する中古車事業者である事。~~
~~②常設の営業所を有し現に営業活動を行っている事。~~
~~③ＫＡＡのメンバーズカード所有者である事。~~
~~④ＫＡＡが認めた場合以外、代理人の参加はできません。~~

~~第２条　入会申請及び会員登録~~
~~①ＫＡＡ事務局が要請する必要書類及び写真を提出する事。~~
~~②原則として２名の連帯保証人を必要とします。~~
~~③ＫＡＡは参加資格を有する者を入会基準により審査し、登録の可否を決定します。~~

~~第３条　会員カード~~
~~①ＫＡＡは所定の入会金を支払い、登録契約を締結した会員に会員カードを交付致します。~~
~~②会員はＫＡＡに参加する場合、会員カードを携行し入場時に受付手続きを完了したカードのみ応札権限を有するものとする。~~
~~③会員カードの取り扱いに際し、発生したすべての結果責任をカード名義人が負う。~~
~~④会員カードを第三者に譲渡及び貸与する事を禁止する。~~
~~⑤会員資格が喪失した場合直ちにＫＡＡにカードを返却しなければならない。~~

~~第４条　会員カードの紛失~~
~~会員カードを紛失した会員はＫＡＡに対して、別途定める損害金を支払わなければなりません。又これによって生じる一切の責任を負担しなければならない。~~

~~第５条　連帯保証人~~
~~連帯保証人はこの契約に基づき、会員がＫＡＡに対して負担する債務を会員と連帯して履行する責任を負うものとします。~~

第６条　会員登録内容の変更
会員は既に提出済ＫＡＡ参加申請書の内容に変更等が生じた場合、直ちに変更内容を届出なければならない。

第７条　会員登録の抹消
会員が任意に会員登録を解除し退会する場合はＫＡＡに対する債務及びＡＡ運営上の義務を全て精算・履行し、退会手続きを行わなければならない。

第３章　　会員の権利義務

第１条　会員の権利
①会員はオークションに対し、車輌を出品し又落札する事ができる。
②会員はＫＡＡが会員に提供するサービスを利用する事ができる。

第２条　会員の義務
会員は本規約及びＫＡＡが別に定めるオークション運営規約を遵守しなければならない。

第３条　会員権利の制限
ＫＡＡは各会員に対し取引条件及び取引額（与信額）の制限を設ける事ができる。

第４条　禁止行為
オークション参加者はオークションに於いて以下に定める行為を禁止いたします。
①出品車輌をオークションによらず、売手・買手双方の談合によって取引する事。
②オークション開催中に調整室・後商談室・事務局に許可無く立ち入る事。
③悪質なクレーム申し立て、事務局の裁定に従わない事。
④会場内での放吟・暴言・暴行等の秩序を乱す行為及び品位を損なう行為。

第５条　罰則
ＫＡＡは参加会員が第３章・第４章に違反した時は、当該会員に対して下記の罰則を課す事が出来る。
①退場
②売買契約の解除
③入場停止
④除名（会員登録の解除）

第６条　会員資格の喪失（抹消）
会員が下記の項目に該当した時、ＫＡＡは会員資格を抹消できる。
①会員が破産、和議、会社更生等の法的精算処理の申し立てを受けた、又は申し立てを行った時。
②会員が銀行取引停止処分を受けた時。
③会員の連帯保証人がその地位を辞した時。
④会員が本規約を遵守せず違反行為を行った場合。
⑤その他ＫＡＡの会員としてふさわしくない行為等により会員資格条件が喪失したとＫＡＡが判断した場合。

第４章　　出品

第１条　出品店の申告義務
会員はＫＡＡへ車輌を出品する際、当該車輌の品質及び瑕疵等を誠実に申告しなければならない。

第２条　出品申請書（出品票）

会員はＫＡＡへ車輌を出品する際、当該車輌の仕様を定められた様式に従い正確に記入しなければならない。虚偽記載や誤解を招く記載等については全て出品店の責任とする。
申告漏れ・誤記入（未記入）についても同様の責任を出品会員が負うものとする。

第３条　出品申込書の記入

①出品店は出品申込書に前項第２条に定めた事項を含めて必要事項を漏れなく、かつ正確に記載しなければならない。尚、虚偽記入・誤記入・記入漏れ・紛らわしい記入があった場合は全て出品店の責任に帰するものとする。
②出品店は出品車輌の走行距離数の記入に当たっては出品時の走行距離計に刻まれたキロ数を記入する。
③出品店は走行距離計の交換若しくは改ざんが明白な場合、次の各号に定めるところにより出品申込書にその事を記載しなければならない。
◆走行距離計を交換した車輌（ディーラー保証書・認証整備工場での記録簿が有り交換の事実が証明できる場合）
・走行距離欄に「＄」マークを付し、現メーターと交換時の合算距離を記入する。
・注意事項記入欄に「メーター交換車」と明記し交換時年月日・交換時距離数及び保証書記載有り若しくは記録簿有りと記入する。
・中古メーターへの交換の場合は交換時中古メーター表示距離数を注意事項記入欄に明記する。
・走行距離計の交換を照明できない場合（改ざん車としての扱いになる）
・走行距離記入欄に「＊」マークを付し現メーターを記入し、注意事項記入欄に「メーター交換車・交換時不明」と記載する。
◆走行距離計の改ざんが明白な車輌
・走行距離記入欄に「＊」マークを付し現メーターを記入し、注意事項記入欄に「改ざん車」の文言と改ざん前の走行距離数を明記する。
・但し、この場合は自社が改ざんに関与していない事を証明しなければならない。
④出品店は出品時における走行距離計の走行距離数に被疑がある場合には、走行距離記入欄に「＃」マークを付し現メーターを記入し、注意事項記入欄に「走行距離不明車」の文言を明記する。
⑤出品申込書に虚偽記入又は誤記入があった場合、ＫＡＡは事案の内容に応じて【ペナルティー制裁第１条②】の罰則を出品店に対し科する。
⑥出品店の止むを得ない都合によりＫＡＡが出品申込書の代筆（原則、代筆は行わない）を行った場合、出品店は代筆済の出品申込書の内容を確認し誤りが発見された場合は訂正申告を行う事とする。
尚、ＫＡＡは代筆については一切の責任を負わないものとする。

第４条　積込不可部品（書類等）

会員はＫＡＡへ車輌を出品する際、盗難及び紛失により車輌価値が低下する恐れがある部品等（整備手帳・保証書・記録簿・ナビ関連部品・スペアキー等）については出品車輌への積込不可とし、ＫＡＡは盗難及び紛失に対し一切の賠償責任を負わない。
尚、積込不可部品については出品店申告義務に従い正確に出品申込書に記載しなければならない。

第５条　出品車輌品質評価基準（検査基準）

ＫＡＡは会員より出品された車輌をＮＡＫ基準（全国統一検査基準）に基づき検査を行う。

第６条　出品車輌の評価

①ＫＡＡは出品された車輌について検査員が検査しその結果をＡＡ参加会員に公表する。
②ＫＡＡの品質評価及びその結果の公表にかかわらず出品会員及び落札会員はＡＡせり売買における出品車輌の品質評価を自己の責任において行うものとします。
これについてＫＡＡ及び検査員に対し一切の責任を問えないものとする。
（この品質評価はＡＡの参考資料を提供するものであり、ＫＡＡが当該車輌の品質評価をするものではありません）

第７条　出品車輌条件

会員はＫＡＡへ出品する際、以下の条件を満たす事を原則とする。

①自走可能であり、バッテリー及び原動機・駆動関連にトラブルが無いこと。

②車輌保安基準に適合し得るものであること。

③改造車輌の場合にはその改造について所轄官庁の改造許可済であること。

④車検付自動車の場合には自動車損害賠償保険が付されていること。

⑤ＫＡＡが定める期間内に登録名義の移転又は新規登録等の手続きが可能なもの。

⑥出品会員が自ら走行距離計の改ざんを行った車輌でないこと。

⑦車検付車輌については前記⑤の条件を満たし尚且つ再発行手続き（差替え）が可能なもの。

⑧場内移動及び搬出が可能な燃料が充填されていること（燃料の残量が１０ℓ以上）

但し、ＫＡＡが相当と判断した場合及び特別コーナーへの出品が可能と判断した場合はこの限りではない。

第８条　出品車輌の搬入

会員はＫＡＡへ出品車輌を搬入する際はＫＡＡが定める期間内に出品車輌を搬入し当該車輌についての出品申込書を積込む事とする。

第９条　搬入期間・搬出期間

ＫＡＡへの車輌の搬入及び搬出については運営規定に定めた期間とする。

但し定められた期間内に搬出されなかった車輌については、原則ＫＡＡへの再出品（有料）とする。

第１０条　保管義務

ＫＡＡは本規約・運営規定で定める期間内で出品車輌及び落札車輌を善良な管理者の注意を持って保管する。

ＫＡＡに出品された車輌（落札車輌含む）について自然災害（地震・台風・水害・雹害等）の事由によって車輌に損害が生じた場合、ＫＡＡは損害責任を負わないものとする。

ＫＡＡ会場内に無断で放置又は再三の引き取り要請に応じない車輌についてＫＡＡは一切の保管義務を負わないものとする。

第１１条　放置車輌の処分

以下についてＫＡＡは所定の手続きを行い、車輌を処分することが出来る。

①長期間放置されている所有者不明の車輌

②【出品第１０条③】に該当する車輌

第５章　　オークション売買

第１条　セリ売買成立（売買契約の成立）

セリはポスコンピュータによる自動競り上げ方式ならびに手ゼリ競り上げ方式にてセリを行い、セリ表示板の売切りランプ点灯後、最高値を応札した会員を落札会員とする。

尚、セリ成立（成約）は同表示板の決定ランプが店頭した時点をセリ売買成立（売買契約の成立）とする。

第２条　参加会員遵守ならびに会員確認事項

①出品店はＡＡ開催日当日、出品車輌の内容（出品番号・評価内容・調整価格等）の確認を行う。

②出品店は自社出品のセリ順を確認し、出品車輌セリ開始１０分前までに調整控室にて待機する。

③自社出品車輌セリ開始時に出品会員が不在の場合は出品申込書に記載されている調整室代行価格にてコンダクターはセリを実施する。

尚、調整室代行価格が未記入の場合は出品申込書に記載されている希望価格にてセリを実施する。

④出品店が自社出品車輌セリ開始時に調整室不在で、尚且つ調整室代行価格及び希望価格が未記入の場合は流札扱いとする。

⑤出品店が調整室不在でセリを行う場合のコンダクター調整権限は３０，０００円とする。

⑥自社出品車輌についてセリ開始前までに訂正事項が生じた場合、速やかにＫＡＡ事務局に訂正内容の届出を行う。
（訂正事項の届出時間・訂正事項の内容等によりＫＡＡの判断で流札扱いとする場合がある）
⑦ＫＡＡは会員に対して落札可能金額の限度額設定を行う事ができる。

第３条　流札車輌の商談
①会員はセリ流札車輌の購入を希望する場合は所定の商談申込書に必要事項記入の上、商談を行うことができる。
②複数会員より商談申込書が提出された場合は、最終応札会員を一定時間内（流札より１０台）優先し、その後は受付順を商談権利順位とする。
③商談担当者は、商談権利順位の高い会員より出品会員との商談価格交渉を行う。
④商談による成立（商談による売買契約の成立）時期は出品店と商談購入希望店が商談において合意に達した価格についてＫＡＡが「商談成立」の確認をした時点とする。
・商談落札希望会員が商談申込書に購入希望価格を記入し、受付手続きを行った時点で商談購入責任が発生します。
・いかなる理由においても出品会員がその希望価格に合意し、ＫＡＡが「商談成立」を確認した時点で商談による売買契約が成立します。
・商談申込書の「会員確認サイン」の有無で「商談成立」が決定されるものではない。
⑤商談により契約が成立した場合、ＫＡＡは商談落札会員より商談落札手数料を請求するものとします。
⑥商談により契約が成立した車輌の引渡し・代金決済・書類の交付ならびに登録名義の変更その他手続きについてはセリにより出品車輌が落札された場合と同一に取り扱う。
⑦商談にて落札した車輌はクレーム申し立ての範囲に大きな制限を受ける。
⑧商談受付時間は、原則としてセリ開始よりセリ終了時間ないとする。

第４条　落札手続き
①落札店はＫＡＡが定める所定の手続きを完了した上でＫＡＡより落札車輌を引き取る事ができる。
②落札店がＫＡＡの定める期間内に落札車輌を引き取らない場合、ＫＡＡは次回開催ＡＡへの再出品手続き（有料）を行う事ができる。

第５条　売買契約の解除
出品店及び落札店は売買契約成立後、一方的都合による売買契約の解除を下記の条件を満たす事により行う事ができる。（違約金・ＡＡ手数料は申し出会員の負担とする）
①売買契約の解除を申し出る事ができる期間はＡＡ開催日当日セリ終了後１時間以内とする。
②売買契約の解除に必要な違約金は、出品料・成約料・落札料・ペナルティーの合計額とする。

第６条　売買契約成立後の強制解除
ＫＡＡはＡＡでの売買契約（商談含む）成立後、出品会員と落札会員の関係ならびに売買契約成立金額等が著しく不自然な取引と判断した場合、この取引を強制解除する事ができる。

第６章　　代金決済

~~第１条　落札店の代金決済~~
~~①落札店は落札車輌代金・ＡＡ手数料・リサイクル預託金、車検付車輌においては自動車税相当額・名義変更保証金を開催日を含めて７日以内（翌週火曜日５時）にＫＡＡへ支払わなければならない。~~
~~②落札店は落札車輌のクレームの有無に関わらず、前項の期間内に払い込み決済しなければならない。~~

第２条　書類の交付
①出品店は成約日より１０日以内に成約車輌の必要譲渡書類及び関係必要書類の一切をＫＡＡに交付しなければならない。
・譲渡書類は全国いずれの陸運支局でも登録可能な書類である事。
・譲渡書類のうち、印鑑証明・委任状など必要書類の有効期限はＡＡ開催日の翌月末以上とします。

但し出品申込書に記載があり２１日以上の有効期限を有するものについては可とします。
・譲渡書類一式については万一差替えが発生した場合、速やかに差替えが可能な書類である事。
・その他、詳細については別途定める運用規定によるものとします。
②ＫＡＡは【代金決済第１条】に従い落札代金の払い込みを受けた後、速やかに前項の譲渡書類一式を落札会員に交付する。
③落札店はＫＡＡから前項の車検付落札車輌の譲渡書類の交付を受けた時は、運用規定に定められた期間内に落札車輌の登録名義の移転手続きを完了するものとする。

~~第３条　出品成約店への代金立替払い~~
~~ＫＡＡは成約車輌の必要譲渡書類を提出した出品成約店に対し最長５日以内に落札会員に代わって落札代金を立替払いする。~~
~~尚、年末、年始、ＧＷ、お盆休み等の長期休暇時はあらかじめ事前に明示した期間を適応する。~~

~~第４条　現金会員の搬出規制~~
~~ＫＡＡが定める現金会員（入会年月日が直近である又売買実績が少ない等の理由による会員）が落札車輌を搬出する場合、落札代金の決済をＫＡＡが定める期間内に完了し落札車輌の搬出を行わなければならない。~~

~~第５条　落札車輌の所有権~~
~~①落札車輌の所有権は落札店が落札代金をＫＡＡに払い込んだ時に出品店から落札店に移転する。~~
~~②落札店がＫＡＡの定める期間内に落札代金をＫＡＡに払い込まなかった場合【代金決済第３条】をしたＫＡＡは出品店に通知して落札車輌の所有権を取得できる。~~
~~この場合落札店はＫＡＡが落札車輌を他に処分するまでの間、落札代金をＫＡＡに払い込み落札車輌の所有権をＫＡＡより取得する事が出きる。~~

第６条　落札車輌の自動車税
①落札された車輌の自動車税は当該ＡＡ開催月までは出品店の負担、翌月以降の分は落札店の負担とする。
②落札された車輌が軽自動車の場合、ＡＡ開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とする。
但し年度末（３月）開催ＡＡでの軽自動車税の負担については落札店とする。
③【代金決済５条②】の規定によりＫＡＡが落札車輌の所有権を取得した場合でも落札店はその車輌をＫＡＡに引き渡すまでは前項による自動車税を負担する。
④自動車税の還付委任状は出品店の責任において取り扱う事とし、税務事務所への未提出による損害の発生ついてＫＡＡは一切関知しないものとする。

~~第７条　手数料~~
~~出品店は出品料をＫＡＡに支払う。~~
~~出品店は出品車輌の成約があった場合、成約料をＫＡＡに支払う。~~
~~落札店は落札料をＫＡＡに支払う。~~
~~前３項の手数料はいかんに関わらず返還されない。~~
~~出品料、成約料、落札料の額は運用規定の定めとする。~~

~~第８条　ＫＡＡに対する債務の清算~~
~~ＫＡＡはＫＡＡが長期債務と判断した会員に対し自動車税、預かり保証金等をその会員の債務に充当する事ができる。~~

第７章　　クレーム

第１条　クレーム申し立て
①出品申込書の虚偽記入、記入漏れ等、落札車輌の実態と出品にあたって出品店が行った申告に相違があった場合、落札店は本規定で定めるところに従ってＫＡＡに対しクレームの申し立てをする事ができる。

②前項のクレーム申し立てができる期間は、クレームの種類ごとに運用規定で定める。
③クレームの申し立ては【代金決済第５条②】によって車輌の所有権が誰に帰属していても落札会員が出品会員を相手としてなされるものとする。

第２条　クレーム裁定
①クレームの申し立てがあった時はＫＡＡが裁定を行う
②前項の裁定の種類は次の通りとし、裁定の基準は運用規定で定める。
・申し立て却下。
・売買契約の解除
・落札代金の減額
・その他の処理
③ＫＡＡは本規定により運用規定に反しない範囲で前項とは別の裁定の種類及び裁定の基準を定める事ができる。

第３条　出品店・落札店双方の意思に沿った裁定
ＫＡＡはクレーム申し立てが正当な場合でも出品店・落札店双方の意思が一致する時は【クレーム裁定第２条】とは別の裁定を下す事ができる。

第４条　クレーム裁定の尊重
①ＫＡＡでのクレームについてＡＡ参加会員は、前項【クレーム第２条②】前に訴訟提起をし得ないものとする。
②クレーム当事者は【クレーム裁定第２条②】による裁定が著しく不合理である場合を除き、当該クレーム事項に関して訴訟提起をし得ないものとする。

~~第８章　　立替金~~

~~第１条　立替払い代金の清算~~
~~落札店が【オークション決済第４条】の期間内に落札代金の決済をしない場合、ＫＡＡは【オークション決済第３条】の立替払い代金を直ちに落札店に請求する。~~
~~ＫＡＡは決済遅延を理由として別に運用規定に定める制裁金を課す事ができる。~~

~~第２条　落札車輌の処分と清算~~
~~ＫＡＡは【オークション決済第４条】によって所有権を取得した車輌を落札店から取り戻し、これを他に処分しその代金を【オークション決済第３条】の立替払い金及び運営規定に定める制裁金に当てる事ができる。~~
~~前項は充当によっても不足が生じた時、ＫＡＡは残額を会員に請求する事ができる。~~
~~会員は①項の処分代金が【オークション決済第４条】の立替払い代金及び運営規定に定める制裁金の合計額を上回る場合でもＫＡＡにその差額を請求できない。~~

第９章　　ペナルティー

第１条　ペナルティー制裁
①ＫＡＡは本規約、運営規則、又はＫＡＡの定める催促に反したＡＡ参加者に対し【クレーム処理第２条】の裁定とは別にペナルティーを課す事が出きる。
②ペナルティーの種類は下記の通りとする。
・始末書の提出
・戒告
・期間又は回数を定めての入場停止
・無期限の入場停止
・制裁金の支払
・会員登録の抹消
③ペナルティー制裁の基準及び手続きに関しては、運営規定において別に定める。

第２条　ペナルティー裁定の尊重

ＡＡ参加者はＫＡＡが行うペナルティー裁定が著しく不合理である場合を除き当該ペナルティー裁定に関して訴訟提起等の異議申し立てをし得ないものとする。

第１０章　紛争の処理

ＫＡＡは落札店と出品店とのクレーム処理の調整がつかない場合、双方合意による申し立てに基づき仲裁の裁定を行うものとします。
この場合、当事者双方はＫＡＡの仲裁裁定に無条件で従わなければなりません。

第１１章　合意管轄

本規約に関して会員とＫＡＡの間に紛争が生じた場合は、当該紛争の管轄裁判所を京都地方裁判所とする事に当事者双方は合意するものとします。

第１２章　規約の改定

京都オートオークション㈱はＫＡＡ事務局が改訂を必要と認める時は、随時、任意に改訂し会場及び全会員に公示します。

第１３章　附則

本規約は平成２０年１０月２２日より施行する。

ＫＡＡオートオークション運用規定

平成２３年１月６日改訂版

■ 出品車輌について

出品不可車輌	永久抹消登録（法第１５条）車輌 現時点で輸出抹消登録（法第１５条の２）されている車輌 現時点で事業用登録されている検査付車輌（緑ナンバー車　黒ナンバー車） 特殊車輌等で下もの（車輌ベース部分）と上もの（特装部分）に 個々の書類の完備が登録の条件となる車輌　例）タンクローリー車等 （但し、「特装部分書類なし」の出品申込書への明記で出品可） 所有権移転に法的問題がある車輌 主要部品が取外されリサイクル法に従う処理が適切であると判断される車輌 車検付車輌で自賠責保険の無い車輌 車内及び荷台に不要物等が積込まれている車輌
出品店名義登録又は抹消登録 した上で出品が可能な車輌	差替え、又は再交付が困難である車輌 登録名義人が死亡している車輌（遺産相続対象車輌） 地域により登録手続きが異なる車輌
福祉車輌の取扱	身体障害者用車輌ならびに福祉車輌につきましては、出品申込書への明記が必要となります
現状車・完全不動車の取扱	「イエローコーナー」に出品可
バイク・バギー車・フォークリフト	「特車」扱いにて出品可・抹消出品のみ受付

■ 年式

国産車輌・輸入車輌共に車検証の初度登録年を年式とする

■ 検査の有無による出品体系

一時抹消出品	車検切れ車輌、車検有効期限がＡＡ開催日より３０日以内
車検付出品	車検の有効期限がＡＡ開催日より３０日以上ある車輌

未登録車輌の取扱について

以下を満たす事が条件となります

国産車輌	完成検査書（有効期限が翌月末日以上あるもの）
輸入車輌	通関証明書、予備検査証（有効期限が翌月末日以上あるもの）

◆評価点基準の改定

実施日　　第 2259 回　2009 年　初荷ＡＡ　　2009 年 1 月 7 日より

ＮＡＫ評価点ガイドラインに基づき下記に改定致します。

■　総合評価点数（一般車輌）

評価点	評 価 採 点 基 準
S	登録　１２ヶ月　以内で走行　10,000Ｋｍ以内の基準状態を満たしているもの
6	登録　　３年　以内で走行　30,000Ｋｍ以内の基準状態を満たしているもの
5	内装に軽微な汚れがある　または外装に小キズエクボがあっても気にならない程度のもの
4.5	内外装に補修跡があっても範囲が小さく仕上げが良好なもの
4	内外装に補修跡があっても仕上げが良好なもの　数は少ないがキズ・ヘコミがあるもの
3.5	内外装に補修跡があるもの　やや目立つキズ・ヘコミがあるもの
3	内外装に補修跡があるもの　再修理が必要なもの　大きなキズ・ヘコミがあるもの
2	大きなキズ・ヘコミ　腐食などが車輌全体にあるもの 粗悪車に近いもの
1	冠水歴車および消火器散布歴車
R	修復歴車輌
X	現状車輌（未修理）　粗悪車輌　完全不動車輌 検査不可能車輌（ボンネット　ドア等が開閉しない車輌）
改	車検の通らないもの　エンジン等の性能を変える部品の追加および変更があるもの
特	自動車以外の原付バイク・フォークリフト等

■　総合評価点数（一般車輌）の制限事項

５　点　を上限とするもの	走行距離が　　５０，０００Ｋｍ以内のもの
４．５点を上限とするもの	走行距離が　　１００，０００Ｋｍ以内のもの ボルト止め外板パネルを連続して２パネルを交換したもの
４　点　を上限とするもの	走行距離が　　１５０，０００Ｋｍ以内のもの 色替えしたもの

３．５点を上限とするもの	フェンダー・ドア・ボンネット等　　クォーターパネル・ステップ・ アッパーコア・バックパネル等　ボルト止め部品を連続して3パネル以上 交換したもの 修復歴に関係する部品を加工したもの 修復歴車輌の定義に関わらない溶接止め部品を交換したもの 走行不明車およびメーター改ざん車 メーター交換車の記載があるものは実走行として評価します （但し、証明するものとしてディーラー及び指定・認証工場での保証書・記録簿 への記載が必要です）

■　特別瑕疵車輌の評価点

瑕　疵　車　輌	評　価　点		備　　考
職権打刻車	５	上　限	国産車のみに適用
色替え車	４	上　限	元色と異なる全塗装の場合
走行不明車（#）	３．５	上　限	ＮＡＫ基準で判定識別
改ざん車（＊）	３．５	上　限	
骨格部位以外の溶接部位交換車輌	３．５	上　限	リヤフェンダー・サイドシル・リヤエンドパネル等の交換車輌
修復歴車としない骨格損傷車輌	３．５	上　限	コアサポートの軽微な損傷については上限値を定めない
修復歴車	Ｒ	固　定	
消化剤散布跡車	１	固　定	
冠水車	１	固　定	

※　「消化剤散布跡車」「冠水車」の判定はＫＡＡの基準・要領とする。

※　　ＫＡＡの検査基準により「接合車」と確認された場合は「１」に修正されます。

※　「ひょう害車」は特別瑕疵車輌とせず、「持ち点車」扱いとします。

外装補助評価

a	新車状態のもの
b	キズ凹等が多少あっても加修の必要が無いもの
c	キズ凹等が多少あるが軽微な加修で済むもの
d	キズ凹錆等があり仕上げを要するもの
e	キズ凹錆等が多数あるもの
×	冠水歴車輌・消火器散布歴車輌・現状車輌・特殊車輌

内装補助評価

a	新車状態のもの
b	若干の汚れ（ルームクリーニングで回復する）程度のもの
c	コゲ等で跡が残っているものが１～２程度あるもの
d	部品を交換して元に戻る程度の状態 破れ・汚れの程度が悪いもの
e	再生不能状態のもの
×	冠水歴車・消火器散布車・現状車・特殊車輌

車図記入表記

ボディー・バンパー	線キズ有り	Ａ１	５ｃｍ以内の小キズ
		Ａ２	１区画の　1/4　程度のキズ（10ｃｍ以内）
		Ａ３	１区画の　1/2　程度のキズ（20ｃｍ以内）
		Ａ４	１区画の　3/4　程度のキズ（20ｃｍ以上）
		Ａ５	１区画全体に渡るキズ
	鈑　金	Ｂ１	１ｃｍ×１ｃｍ　以下の凹 エクボ
		Ｂ２	１ｃｍ×１ｃｍ　程度の凹 エクボ
		Ｂ３	こぶし大程度の凹
		Ｂ４	２０ｃｍ×２０ｃｍ　以上の凹
		Ｂ５	１区画全体またはそれ以上の凹　要交換も含む
	波有り	Ｗ１	仕上りが良好なもの
		Ｗ２	加修波が若干目立つもの
		Ｗ３	加修波が大きく目立つものまたは再仕上げを要すもの
	腐食有り	Ｃ	
	跡有り	Ｍ	
	サビ有り	Ｓ	
	交換済	××	

ガラス	キ　ズ	A	目立つキズ
	飛び石	×	１ｃｍを超えるもの
	スリ傷	A	軽微なワイパーキズ
	ヒビ割れ	×	交換を要すもの
	リペア跡	×	
	×　要	×	交換を要すもの
タイヤ	山の状態	0～9	スリップサイン山を３と定める
	山の状態	×	使用不可（破損）　パンク
	種　　類	S	スノータイヤ　スタッドレスタイヤ

■ 搬入時の積込不可出品

下記に示すものは、紛失及び盗難の恐れが有りますので後日渡しの手続きを行ってください
積込まれた状態で紛失した場合出品店責任となりますので注意ください

出品時持込不可部品 （要後日渡し手続き）	保証書　整備手帳　記録簿　取扱説明書　カードキー　イモビキー　スペアキー ナビ・ＴＶ（容易に取外しが可能なもの）　リモコン　ナビロム等

《23.01.06 追加》
※セールスポイントにナビ・ＴＶ記載時のナビロム・リモコン及びスマートキーなどは後日渡しが条件となります
※上記以外で、出品リストに後日渡し又は事務局預かりの記載が無い場合は欠品扱いと致します
※出品店は規約で定める期間において、後日渡し部品の未着通知後、５日以内に事務局へ到着出来ない場合クレーム対象となります

■ 通常以外の保管　指定場所・キーロック

下記の理由等により出品車輌を通常の出品Ｎｏ順に配置しない車輌

指定場所	検査員が機関不良等の理由により始動が著しく困難であると判断した車輌 オイル漏れ・燃料漏れ等の理由により他の出品車輌と区別することが適当であると判断した車輌
キーロック	高額車または特別な装備が施された車輌についてはキーロック（施錠）し、保管させていただきます 下見を希望される場合は、キー保管場所にて所定の手続きをしていただきますと、キーを貸し出させていただきます 下見終了後は所定の手続きを行い貸し出しキーを返却してください

■ 出品車輌・落札車輌の保管について

ＫＡＡに出品された(落札含む)車輌の保管期間(保管責任機関)はＡＡ当日を含む４日目の１７時までです
尚、搬入時は出品確定された時点より保管期間が発生します
保管期間中に発生した不具合ならびに業務中(検査及び場内移動)に発生した不具合についてＫＡＡは一切の責任を負いません

■ 下見・セリ参加

ＫＡＡでの落札については下見による現車確認が原則となります
また、現車確認ができる箇所につきましてはクレーム対象外となります
セリに参加されます際は十分な下見を行い参加してください
外部端末よりセリに参加され下見をご希望されます会員様は下見代行サービス(有料)をご利用ください

■ 出品店の申告義務

出品店は出品に際し出品申込書に申告の義務がある事項（下記表）を正確に申告し記入しなければならない

メーター交換車	$	出品申込書の出品店記入欄に「ﾒｰﾀｰ交換車」と記入し現ﾒｰﾀｰと交換時ﾒｰﾀｰの合算距離を走行ﾒｰﾀｰとして記載する 又、ﾒｰﾀｰ交換を行った日付、交換前の走行距離等を明記する 中古ﾒｰﾀｰへの交換の場合は「中古ﾒｰﾀｰ交換」と明記し交換時の　中古ﾒｰﾀｰ表示走行距離も明記する 尚、証明するものとしてﾃﾞｨｰﾗｰの交換記載保証書又は指定・認証整備工場　での記録簿が必要記載保証書についてﾃﾞｨｰﾗｰ印が無くても交換の事実が　確認出来れば「ﾒｰﾀｰ交換車」として受付します 申告がされず後に「ﾒｰﾀｰ交換車」の事実が発覚した場合　ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰの対象となります　証明するものがある場合　「〇〇年〇月〇日」xxxxxKm時ﾒｰﾀｰ交換有 推定 xxxxxKm 記録簿有」と記入
メーター改ざん車	＊	出品申込書の出品店記入欄に「ﾒｰﾀｰ改ざん車」と記入 過去の点検記録簿 NAK走行管理ｼｽﾃﾑ等によって　走行ﾒｰﾀｰが巻き戻された事実が確認出来る車輌但し「ﾒｰﾀｰ交換車」は除く
走行不明車	＃	出品申込書の出品店記入欄に「走行不明車」と記入 「ﾒｰﾀｰ交換車」「ﾒｰﾀｰ改ざん車」以外で記録等が無く指定出来る根拠が　無い時は、「走行不明車」とする但し、後日ﾒｰﾀｰ改ざんが発覚した　場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨｰの対象となる
マイル表示計の場合		走行距離記入欄にはＫｍ換算した距離を記入してください 換算方法（ マイル距離数 × １．６ ＝ キロメートル数） マイル表記の無いものはキロメートル表記として取り扱う 出品店記入欄に「メーターマイル表示 現表示〇〇〇〇〇マイル」と記入
修復歴		修復歴の有無　修復箇所

出品申込書記載事項	年式　車名ドア形状グレード等の出品申込書に記載されている事項
不具合　欠品	機関・機構上の不具合ならびに欠品規格外コーションプレート
輸入車の区分	ディーラー輸入車　並行輸入車　未記入場合は並行輸入車として取り扱う
車検証	「類別区分」「型式指定番号」の無いもの 「車台番号」の - （ハイフン）が無い場合も記載してください
輸入車モデル年式	ｼﾘｱﾙ番号より判別するﾓﾃﾞﾙ年式未記入の場合は不明として取り扱う
特別装備限定車	地域限定車特別装備限定車（低グレード車）
登録遅れ	モデル最終製造年月日と登録年月日が６ヶ月以上経過 「登録遅れ」の申告が必要
新車時レス部品	「オーディオレス」等の申告が必要
改　　造	型式に「改」が入っている場合、８ナンバー登録車等については改造箇所　必要装備品を記載してください 車検の通らない車輌及び構造変更が必要な車輌において　変更箇所の申告が無い場合クレーム対象となります
装 備 品	メーカーオプション　販売店オプション含む（ﾒｰｶｰ純正部品番号を有すもの）
災害歴	「冠水歴」「消火器散布歴」等の災害歴の申告
予備検査有効期限	

〔出品店記入〕

記入事項が紛らわしく誤解・誤認を与える記入につきましては全て出品店責任とします
出品店は出品車輌の点検整備を行いその仕様・品質・瑕疵等の申告を行ってください
未記入の場合クレーム対象となります

〔グレード記入欄について〕

グレード以外の記載はお止め下さい
グレード以外に装備品等の記載がありその装備品に不具合が生じた場合はセールスポイント記入項目として扱い、クレーム対象とします
また、グレードやパッケージ等に誤解を与えるような記載や社外品の記載もクレーム対象となります尚、記載内容について事務局で削除はいたしません

〔セールスポイント記入欄について〕

出品申込書のセールスポイント記入欄に記入された事項につきまして不具合が発生した場合成約価格に関わらず全て出品店責任となります

〔訂正（出品店による出品車輌の条件変更）〕

検査終了後の出品車輌について出品申込書の記入済み事項に変更が生じた場合必ずセリ開始３０分前までに変更内容を訂正伝票に記入し申告してください
申告なき場合はクレームの対象となります
訂正伝票を提出された場合においてもセリに訂正伝票記入内容の反映が出来ない場合があります
訂正内容がセリに反映できずセリを行った場合も同様のクレーム対象となります

〔出品停止〕

ＫＡＡが出品にふさわしくないと判断した場合出品停止とすることが出来る

〔プレート応談車輌の取扱い〕

落札店の申し出がある場合のみナンバー付き可
書類有効期限が本規定に満たない為その条件を記載したうえで「検査付」「一時抹消登録」のどちらの形態でも譲渡可能な車輌
車検有効期限が本規定に満たない車輌のプレート応談は不可とします
但し、８ナンバー車・改造車・キャリアカー等のプレート応談は可とします
出品店は出品申込書に必要な条件を記載して下さい
抹消登録をすることを前提に「検査一時抹消」で出品しますが落札店が条件を了承した場合「検査付」での譲渡となります
落札店からの申し出はセリ終了時までとします。
検査付の場合、該当年度の納税証明書が必要となります

※改造車
　車検証記載欄の型式指定番号・類別区分が無しまたは空欄 型式欄に「改」
　の記載がある車輌が対象

■ 代金の決済

〔落札車輌代金の決済〕

一般会員	オークション開催日を含め７日以内
現金会員	オークション開催日を含め４日以内

決済完了は当該ＡＡ事務局及び指定金融機関の銀行口座への着金が確認された時点とする

振込み手数料については送金側の負担とする

金融機関の振込み依頼書控え等での決済確認は行いません

〔出品店への成約車輌代金の決済〕

出品店に対する成約車輌代金の支払いは　原則、全成約車輌の必要書類決済完了日の翌金融機関営業日とします

但し、ＡＡ開催日に全成約車輌の書類決済が完了した場合原則、翌々金融機関営業日とします

出品店に未清算債務が有る場合成約車輌代金より相殺いたします

■ 成約車輌の書類決済

成約車輌についての書類は全国の運輸支局・軽自動車検査協会で登録可能なことが条件です

抹消車輌	軽自動車	検査証返納証明書　リサイクル券
	普通車	抹消登録証明書譲渡証　リサイクル券
検査付車輌	普通車	検査証　譲渡証　印鑑証明　委任状　自賠責保険　納税証明書　リサイクル券 自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします
	軽自動車	検査証　ＯＣＲ又は申請依頼書　自賠責保険　納税証明書　リサイクル券 自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします

継続検査書類が必要な車輌 （ＯＣＲ及び納税証明書）	無車検でﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ付車輌　車検残１ヶ月以内のﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ付車輌
車検付車輌書類の有効期限	ＡＡ開催日より３０日以上の有効期限を有する書類

書類有効期限付出品車輌	書類有効期限が翌月末に満たない車輌でも、有効期限はＡＡ開催日を含む１５日以上あるものは出品申込書に記載があれば出品可能 出品申込書の書類有効期限欄に〇月〇日を記入 例）ＡＡ開催日　１２月１日　書類有効期限　１２月１５日 ⇒ 可能
書　類　受　付	期限付にて成約した車輌の書類受付期間は期限日の１５日前までに事務局へ書類入庫が条件となります 遅延対象日に到着が遅れる場合⇒翌月末まで有効の書類との差替えが必要 差替え等による受付期限の経過は遅延ペナルティーの対象

早期名変依頼	あり	出品店が10,000円（税別）を落札店に支払う
落札店了承	なし	出品店が名変を行う ﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの返却手数料 5,000円+書類ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ

書類決済期限	書類決裁期限は、ＡＡ開催日含む１０日目１７時

書類遅延ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ	11日　～　17日目	２，０００円/日額	ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ
	17日　～　30日目	２，５００円/日額	落札店よりｷｬﾝｾﾙの場合ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ + 経費
	31日　～　50日目		ｷｬﾝｾﾙ可 ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ+ｷｬﾝｾﾙﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ100,000円+経費

〔名義変更〕

落札店は名義変更を指定した期限内（通常は、翌月末日）に必ず完了してください
又、名義変更を完了した車検証のコピーにオークション開催数、出品番号、会員番号を明記のうえ郵送又はFAXにてASを通じ事務局に送付（送信）してください　その際の車検証コピー到着期限は翌々月5日12時までです
この時点で未着の場合は、事務局が現在登録証明書にて確認を行います 尚、手数料2,500円を請求します

期限内に名義変更が完了されなかった場合、名義変更保証金10,000円は没収され別途、出品店に遅延ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ10,000円の支払が発生します

又、出品店の仕入先の他AA等から10,000円を超えるﾍﾟﾅﾙﾃｨｰの請求があった場合、落札店はその差額分も支払う必要があります　但し、他AA会場等発行の請求書が必要です

名義変更コピーが事務局に到着していない場合および文字が不鮮明で確認が困難な場合があります
その際は、再送信のお願いをいたします

永久抹消につきましては登録事項証明書をもって名義変更完了コピーとします

所有権のみの変更は名義変更とは認めませんこの場合ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ20,000円が科せられます

〔名義変更書類の再交付（差替え）〕

名義変更書類再交付（差替え） 委任状・譲渡証・印鑑証明	ペナルティー 20,000円（その他の経費は認めません） 但し、自動車保管場所証明書の写し（十分な期限を有する）が必要 出品店より本来旧所有者記入事項欄が白紙で提出された書類についての 落札店記入による書き損じの為に発生した再交付についはﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ対象外 再交付手続きは必ず事務局経由で行ってください 直接出品店又は旧所有者に依頼したことが発覚しますと ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円が科せられます
全名義変更書類の再交付	ペナルティー 50,000円 再交付手続きは必ず事務局経由で行ってください 直接出品店又は旧所有者に依頼したことが発覚しますと ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円が科せられます 盗難の場合ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ半額（警察への盗難届けの写し提出が条件）
自賠責保険の再交付	出品店が再発行手続きを了承した場合のみの受付とします 但し、出品店の努力にも関わらず再発行が行えなかった場合 （了承後、10日間以内を限度とする）は、再発行手続きを断念するという 条件付の受付となります

〔抹消依頼〕

落札店が、車検付車輌の抹消登録を出品店に希望する場合以下の制約があります
尚、依頼受付期間はAA終了後１時間以内とします

①車検残がAA開催日の３０以内の場合は、出品店は必ず抹消登録手続きを行わなければならない

②車検残がAA開催日より３０日以上の場合、出品店に強制することは出来ない　但し、この場合出品店が抹消手続きを了承した時点で当該車輌はクレーム受付対象外車輌となります

〔保証書の欠品〕

保証書とは新車ディーラー名の記載があり保証継承が可能な新車保証書を指します

有効期間内保証書	落札車輌価格の５%の値引き又は ペナルティー30,000円でのキャンセル
有効期限切れ保証書	10,000円の値引き

〔取扱説明書の欠品〕

車輌成約金額	値引き額	
100,000円　未満	ノークレーム	キャンセル不可
100,000円　以上	5,000円の値引き	キャンセル不可

取扱説明書とは車輌本体の説明書を指します　ナビや他オプションに対する説明書の有無は不問です
新車販売時に備え付けのものに加え、メーカーが純正部品として販売しているコピーも可とします
但し、汚れ等がひどく使用が困難なものは不可です

〔記録簿〕

記録簿とは指定・認証整備工場が発行する分解整備（点検整備）記録簿を指します
又、記述内容が確認可能なものに限ります
ユーザー車検による記録簿は認めません

〔ワンオーナー〕

新車販売時の保証書を有することを条件とします
新車登録時より同一の使用者名義であること　商品車登録の名義変更はワンオーナーとして取扱います

〔新車並行輸入車〕

製造年式と初年度登録年が違う場合、通関証明の添付が必要です
クレーム受付は書類発送後７日間

〔納税証明書の取扱い〕

落札店がAA開催日と同一年度内に車検満了を迎える落札車輌の継続検査手続を行うには納税証明書（継続検査用）が必要となりますので添付をお願いいたします
当該車輌の車検満了日が名義変更期限より短い場合は譲渡書類と合わせて提出してください
尚、譲渡書類に納税証明書の添付が無い場合で落札店よりの請求があった場合は請求日より７日以内に提出してください

〔リサイクル券の取扱い〕

リサイクル料金は車輌価格とは別の取扱いとします
リサイクル料金預託済み車輌を出品されます際は出品申込書に必ずリサイクル料金を記入してください
記入金額は当該券【B券】に記載されている金額を記入してください
当該車輌成約時には【A券】【B券】を譲渡書類と同時に提出してください

〔輸入車の未登録車輌の取扱い〕

輸入車の未登録車輌は「通関証明書」「予備検査証」の有効期限が４５日以上あるものとします

〔交通違反による車検拒否についての取扱い〕

落札車輌についてＫＡＡでの成約前に発生した交通違反等により車検が取得出来ない場合
出品店はその申告がなされた日より7日以内に車検の受けられる状態にしなければならない
また、当該期限を遅延した場合出品店は落札店に遅延ペナルティーとして10,000円を支払うものとし
以降1日につき 2,000円を加算するものとする

■ 自動車税相当額の取扱い

ＫＡＡで落札された車輌が車検付の場合当該車輌の年度末までの自動車税未経過引継ぎ分相当額（以下、「自動車税相当額」）は、AA開催の当月分は出品店、翌月からは落札店の負担となります
ＫＡＡでは、AA開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店よりお預かりし（3月開催分は翌年度全額相当額）落札店の名義変更等の登録状況により次のように精算いたします

（抹消登録の場合）

抹消月に応じて預かり自動車税相当額を出品店・落札店に振り分けて精算いたします

（移転登録の場合）

名義変更確認後、預かり自動車税相当額を出品店にお支払いいたします
尚、その後同一年度内に抹消登録をした時はその通知（抹消登録証明書の写し）を抹消日の翌月２日までに事務局に提出してください　出品店への残月分を請求し落札店にお支払いさせていただきます
期限を過ぎますと受付出来ませんのでご注意ください

〔自動車税相当額の二次精算について〕

名義変更後抹消登録を行った場合自動車税相当額の月割り精算は原則としてＫＡＡで行います
抹消登録日の翌月より年度末までの相当額を出品店より落札店に戻す精算を行います
その場合抹消登録を行った日の翌月２日までに事務局で手続きを行ってください
この期間を経過しますと二次精算手続きを行うことが出来ません

■ クレーム

〔クレーム受付期間（長期休業時は期間を別途定める）〕

AA当日会場内	AA会場より未搬出であり且、AA終了後１時間以内
通　　常	AA当日を含む６日間１７時まで
クレーム延長	・クレーム延長条件を満たし事務局が受付を行ったもの ・遠隔地離島　/　鹿児島県、沖縄県の離島（沖縄本島を除く）、北海道 ・天変地異により輸送が困難と事務局が判断した場合 ・その他の理由により事務局が相当と判断した場合 上記項目に該当する場合、通常期限の２日後１７時まで延長可とする
書類発送後７日	事務局よりの送付書類で確認可能な場合（車検証と合致しない　記録簿記載事項 等）
１ヶ月	消火器散布歴車輌
６ヶ月	走行距離異常・接合・冠水歴車輌
無期限	盗難車輌　抵当権設定車輌差押車輌
ｲｴﾛｰｺｰﾅｰの ｸﾚｰﾑ受付範囲	クレームの受付対象は、 走行異常、年式・型式、グレード、車検有効期限の誤記入 冠水歴車輌（ｶﾞﾗｽﾜﾚ、等の現状車輌という性質上受付期間は限られます）
ｸﾚｰﾑ受付範囲が 制限される車輌	低額車輌　修復歴車輌輸入車走行不明車輌商談落札車輌　および 内装・外装 低額車輌とは、成約車輌金額が150,000円以下の車輌を指します
ｸﾚｰﾑ額による免責	ｸﾚｰﾑ部品価格（単品）の評価が 30,000円以下の場合はｸﾚｰﾑ受付対象外となります 但し、高額な工賃が発生する場合はＫＡＡの判断とします

〔クレームの申し立て〕

クレーム申し立て受付は定められた期間内とします
当該車輌の受付は、一度のみとし複数回に亘る受付は行いません（書類発送後 7 日・期間延長除く）
受付時間は、事務局営業時間内（９時～１７時）とします
落札店よりの受付時間により出品店へのクレーム発生の連絡がクレーム受付期間を経過する場合があります
出品店・落札店との直接交渉は禁止されています
クレーム受付期間最終日が事務局休業日の場合は FAX にてクレーム申し立てを行ってください

《23.01.06 追加》
※申し立て後７日以上経過連絡が無い場合は、当該当のクレーム申し立てを取り下げと致します

〔現車確認〕

① ＫＡＡでの確認
② ＫＡＡが信頼するに足りると認めた機関（ディーラー）での確認

機関・機構・コンピューター 等の不具合はディーラー確認（修理見積）が必要です
ディーラーへ未入庫の場合クレーム受付は出来ません

ディーラー見積は、不具合箇所の確認を行うものであり不具合の値引き額を算定するものではありません
また、確認（ディーラー見積含む）に対し発生する費用は落札店の負担となります

〔メーカー保証対応〕

クレーム事由がメーカー保証にて対応可能な場合はメーカークレームにて修理します
その際発生する費用（保証継承費用）は、落札店の負担となります

〔キャンセル処理の場合〕

クレーム処理の結果、当該車輌がキャンセル（売買契約の解除）となった場合落札
店までの往復陸送費用（輸送費用）は出品店負担となります

〔注意事項〕

落札車輌への加修及び転売（出品店の了解なく他AA会場でのセリ等）を行った場合クレーム対象外扱となります
但し、クレーム期間が延長されるものについては除きます

出品店に連絡がつかない場合はFAXにて通知し後日の対応となります

「受付期間が６日間」および「書類発送後７日間」のクレームについてキャンセルの場合
経費は陸送費用のみとし加修費用、他AA経費、転売後の費用等は認めません

加修等を行う場合は、車検証ならびにクレーム申し出の有無等を十分確認し行ってください
改造車輌において改造関連箇所はクレームの対象外となります

加修費用ならびに全経費等については　落札車輌価格等を勘案しＫＡＡが認めた範囲内となります

全経費とは、他AA会場等の転売先よりのペナルティー、手数料、加修費用を指します
但し、ＫＡＡが認めた範囲内となります

ＫＡＡがAA当日に参考資料として発行する出品リスト（手元リスト）の誤記入はクレーム対象外です
「受付期間が６日」のクレーム申し立て期間中あるいは申し立て前に出品店の確認をとることなく
移転・抹消登録等（譲渡書類への記入も含む）が行われた場合クレームの受付は出来ません

国外に持ち出された車輌についてはクレームの受付は出来ません

クレーム内容を確認する為の見積に虚偽記載（虚偽と判断）が発見された場合クレームの受付は無効となります

■ 車輌搬出

〔搬出券の発行〕

搬出券発行期間	ＡＡ当日より４日目１７時まで

〔車輌搬出〕

落札車輌及び流札車輌を搬出されます際は、搬出券が必要です
保安上の理由により搬出券の無い車輌の搬出は一切行いませんのでご了承ください
又、搬出の際は室内及びトランク内を確認させていただきます

搬出期間	ＡＡセリ終了時より土曜日１７時まで

■ 売買契約の解除（ＡＡ当日キャンセル）

出品店ならびに落札店の都合による売買契約の解除は以下を満たすことが条件となります

受付期間	ＡＡ開催日当日ＡＡ終了後（全セリ終了後）１時間以内
ペナルティー額	50,000円　（申し出側が相手に支払う）
手 数 料	出品料成約料　落札料（申し出側がＫＡＡに支払う）

■ 初出品コーナー　〈23 年 1 月 6 日　新設〉

出品申込書	出品申込書に初出品コーナー明記の事
コーナー規定	過去３ヶ月間ＡＡに出品暦の無い車輌 （インターネット出品、出品取消車及び未セリ車は除きます） 走行不明・改ざん車は出品不可
クレーム受付	通常規定 出品規定違反はペナルティの対象となります キャンセル時⇒ペナルティ50,000円

■ オレンジコーナー

出品申込書	通常出品申込書にオレンジコーナー明記の事
セリ方法	０円～100,000円までのスタート価格指定売切り ノーコール車輌は流札
クレーム受付	基本的にはノークレーム(オレンジコーナー専用クレーム受付参照) 成約金額が150,000円以上の場合　一般車クレーム対応

■ イエローコーナー

イエローコーナーに出品されています車輌は、事故現状車輌ならびに不動車輌 等で構成されており
全て未修理又は未修理相当と判断された車輌です
又、部品等の不足・欠品が十分予想されます
本コーナーの性質上　クレーム受付範囲も大きく制限されております
応札されます際は、十分な下見とクレーム受付範囲に大きな制限があることを了承の上セリに参加してください

本コーナーに出品されています車輌は、ドア破損、ガラス割れ 等により室内に雨水等の侵入が十分予想され
又、落札車輌の保管状態によりその後室内に浸水することも十分予想されます
以上のことより、通常AA会場においての冠水歴車輌のクレーム受付期間が６ヶ月間という定めに対し
ＫＡＡの現状車コーナーの冠水歴車輌クレーム受付期間は「AA当日を含む６日間」と大きく制限されています
応札されます際は、十分な下見と冠水歴車輌クレーム受付期間に大きな制限があることを了承の上セリに参加してください

■ その他の確認事項

〔プレート取り外し忘れ〕
抹消や名義変更等で落札店からのプレートの返送が必要な場合出品店責任として
返送手数料5,000円を出品店より落札店に支払います

〔成約車輌よりのプレート取り外しについて〕
成約決定時点で当該車輌は出品店より落札店に所有権が移転したものとみなします
出品店が出品申込書に未申告の内容についての物品（プレート等）の取り外しは出来ません

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○	受付可	当日	AA当日会場内（AA終了後１時間以内）
×	対象外	書類７日	書類発送日を含め７日１７時まで
		AA６日	AA当日を含め６日１７時まで

＊低額車　　成約金額　150,000 円以下の車輌
＊多走行　　１０万Km以上走行の車輌
＊低年式　　新車登録１０年以上経過の車輌

		評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行 不明車	商談落札	裁定基準
リスト誤記入	初度登録年・月	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	輸入車は国内での初度登録年を年式 ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅ20,000円（低額車なし） 登録月違いは車検月違いと同様の処理とします
	車名	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	
	ﾄﾞｱ形状	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	
	ｸﾞﾚｰﾄﾞ	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	新車販売価格 誤記ｸﾞﾚｰﾄﾞ＞実ｸﾞﾚｰﾄﾞ 限定車、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ違いはﾍﾟﾅなし ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅ20,000円（低額車なし） 新車販売価格 誤記ｸﾞﾚｰﾄﾞ≦実ｸﾞﾚｰﾄﾞ 低額車ﾉｰｸﾚｰﾑ ｷｬﾝｾﾙ 時ﾍﾟﾅなし 存在しないｸﾞﾚｰﾄﾞはﾉｰｸﾚｰﾑ
	2WD⇔4WD	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅ20,000円（低額車なし） 2WD⇒4WDの場合ﾍﾟﾅなし
	車歴	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅ20,000円（低額車なし）
	型式 定員 排気量 Nox ﾃﾞｨｰﾗｰ車	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	存在しない型式ﾉｰｸﾚｰﾑ 乗用車の定員未記入ﾉｰｸﾚｰﾑ ﾊﾞﾝ等の定員前席1列のみ2～3名の 場合、記載必要 未記入の場合ｸﾚｰﾑ対象
	車検年月違い 検付⇒末梢	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	検査付が末梢された場合 ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅ20,000円（低額車なし） 月違いは 普通車　　１ケ月5,000円 軽自動車　１ケ月3,000円
	車検付違い 期間短い	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	
	色違い	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	○ 当日	×	ｶﾗｰNoを色の判断基準とする ｶﾗｰNoが正しく記入されている場合は ﾉｰｸﾚｰﾑです
	ﾐｯｼｮﾝ違い	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	ｼﾌﾄ位置（ﾌﾛｱ ｺﾗﾑ）のご記入については 存在しないものはﾉｰｸﾚｰﾑとします ｺﾗﾑ ﾀﾞｯｼｭの違いもﾉｰｸﾚｰﾑとします
	燃料違い	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	
	純正装備申告違い	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	革ｼｰﾄとはﾒｰｶｰが革ｼｰﾄとして販売しているもの ｵｰﾃﾞｨｵ ﾅﾋﾞ類は販売店ｵﾌﾟｼｮﾝ含む AW ｵｰﾃﾞｨｵ及び容易に取外せる部品についての 受付はAA当日会場内のみとします
	WAC ⇒ AC AAC ⇒ AC	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	○ AA６日	×	
	ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄの不良有無	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	ﾘﾓｺﾝ等の後日送りで確認出来ないものは書類７日となります
	登録遅れ	○ 書類７日	○ 書類７日	×	○ 書類７日	×	×	○ 書類７日	６ヶ月以上経過車輌が対象となります
	検査証記載距離の実走行違い	○ 書類 １ヶ月	○ 書類 １ヶ月	○ 書類 １ヶ月	○ 書類 １ヶ月	○ 書類 １ヶ月	○ 書類 １ヶ月	○ 書類 １ヶ月	２週間以内訂正出来る場合はﾉｰｸﾚｰﾑ 訂正出来るが２週間以内に出来ないは通常ｷｬﾝｾﾙ 訂正出来ない場合はﾍﾟﾅ50,000円+陸送費用
	ﾘﾓｺﾝ ﾅﾋﾞﾛﾑ 等の付属品が無い場合	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ及び後日渡し記入の場合 部品供給又は新品部品代額値引き ※部品未着通知後５日以内にＫＡＡに到着不可 の場合は新品部品代の値引きとなります
	初出品コーナー 出品規定違反	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	○ 書類７日	出品不可	○ 書類７日	ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅ50,000円

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○　受付可 ×　対象外	当日 書類７日 AA６日	AA当日会場内（AA終了後１時間以内） 書類発送日を含め７日１７時まで AA当日を含め６日１７時まで

＊低額車　　成約金額　150,000 円以下の車輌
＊多走行　　１０万 Km以上走行の車輌
＊低年式　　新車登録１０年以上経過の車輌

		評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行 不明車	商談落札	裁定基準
内装	標準装備品欠品	○ 当日	×	×	×	×	×	×	部品定価額20,000円以下は免責です
	ｼﾞｬｯｷ ｽﾍﾟｱﾀｲﾔ欠品	×	×	×	×	×	×	×	
	内装焦げ破れキズ 変形 ﾍﾟｲﾝﾄ 異臭	×	×	×	×	×	×	×	
	ｼｰﾄ違い 社外品	○ 当日							
	ｼｰﾄｶﾊﾞｰ 装着で ｼｰﾄ破損	×	×	×	×	×	×	×	
	ｵｰﾄﾞﾒｰﾀｰ キズ	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	×	ｵﾄﾞﾒｰﾀｰは非分解でありキズの発生は 考えられません
	ｵﾄﾞﾒｰﾀｰ 不良	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	× ※	×	○ AA６日	※低額車輌は陸送費用なしのｷｬﾝｾﾙのみ受付
	ﾒｰﾀｰｹｰﾌﾞﾙ の外れ	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	○ 当日	
電装	ﾅﾋﾞ ・TV ・ﾏﾙﾁ 不良	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	登録５年以内の車輌のみ受付 平成２０年現在　１６年以降の車輌のみ
	ｵｰﾃﾞｨｵ PW Pｼｰﾄ SR ﾐﾗｰ格納不良 等の一般電装部品	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	登録３年以内の車輌のみ受付 平成２０年現在　１８年以降の車輌のみ
	ｴｱﾊﾞｯｸ 不良	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	登録５年以内の車輌のみ受付 平成２０年現在　１６年以降の車輌のみ 修復歴車輌でも記述は削除しません 開き跡を加工しその旨の記載が無い場合はｸﾚｰﾑ対象 ※AA終了後１時間以内
	ｴｱﾊﾞｯｸ 有無	○ AA６日	○ AA６日	×	×	×	×	×	
	ｴｱﾊﾞｯｸ 開き跡	○ ※	×	×	×	×	×	×	
	ｾﾙﾓｰﾀｰ ﾀﾞｲﾅﾓ不良	○ 当日	×	×	×	×	×	×	登録５年以内の車輌のみ受付 平成２０年現在　１６年以降の車輌のみ
	ﾒｰﾀｰ 類不良	○ 当日	×	×	×	×	×	×	登録５年以内の車輌のみ受付 平成２０年現在　１６年以降の車輌のみ 但し、ﾒｰﾀｰの機能不良のみの受付 ﾒｰﾀｰ・針等の照明不良はﾉｰｸﾚｰﾑ
外装	標準装備品欠品	○ 当日	×	×	×	×	×	×	部品定価額20,000円以下は免責です
	外装ｷｽﾞ　凹 ﾍﾟｲﾝﾄ 補修	×	×	×	×	×	×	×	
	雹害車輌	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	×	○ 当日	×	ﾙｰﾌ等に多数のｴｸﾎﾞ状の窪みが確認された場合
	ﾋﾞｽ止め外板交換	○ AA６日	×	○ AA６日	×	×	×	×	登録１年以内且評価点５点以上の車輌のみ
	全塗装	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	登録３年以内且評価点4.5点以上の車輌のみ
	色替え	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	後塗りﾂｰﾄﾝ、ﾂｰﾄﾝ⇒単色も色替車輌とします
	腰下ﾍﾟｲﾝﾄ	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	ﾌﾟﾛﾃｸﾀｰ・ﾊﾞﾝﾊﾟｰのみのﾍﾟｲﾝﾄは腰下ﾍﾟｲﾝﾄと記入 鉄板にﾍﾟｲﾝﾄがかかっている場合は色替車輌として扱う　4.5点以上で未申告の場合ｸﾚｰﾑ扱い
	Fｶﾞﾗｽ 割れ　ｷｽﾞ	○ 当日	×	○ 当日	×	×	×	×	車検に支障がない軽微なｷｽﾞはﾉｰｸﾚｰﾑ
	ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ ｽﾉｰﾀｲﾔ	×	×	×	×	×	×	×	
	ﾀｲﾔ規格外	○ 当日	×	×	×	×	×	×	社外ｱﾙﾐ等の記載のあるものはﾉｰｸﾚｰﾑ
	雨漏り	×	×	×	×	×	×	×	
	車高上がり、下がり	○ 当日	×	×	×	×	×	×	車検非対応車輌のみ受付
	ｼｮｯｸ へたり	×	×	×	×	×	×	×	
	ｱｸﾃｨﾌﾞｻｽ ｴｱｻｽ 不良	○ AA6日	×	×	×	×	×	×	登録５年以内の車輌のみ受付

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○	受付可	当日	AA当日会場内（AA終了後１時間以内）
×	対象外	書類７日	書類発送日を含め７日１７時まで
		AA６日	AA当日を含め６日１７時まで

＊低額車　　成約金額　150,000 円以下の車輌
＊多走行　　１０万 Km以上走行の車輌
＊低年式　　新車登録１０年以上経過の車輌

		評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行不 明車	商談落札	裁定基準
外装	ﾏﾌﾗｰ 破れ、漏れ	×	×	×	×	×	×	×	
	触媒、ﾏﾌﾗｰ の 欠品	○ 当日	×	×	×	×	×	×	
	社外ﾏﾌﾗｰ	×	×	×	×	×	×	×	
	サビ、腐食	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	安全保安基準に問題が生じるものを対象とします但し、ﾄﾗｯｸの荷台等はｸﾚｰﾑの対象外です
	ｺｱｻﾎﾟｰﾄ 曲がり	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	評価点５点以上の車輌のみ受付とします
	ﾘﾔﾌｪﾝﾀﾞｰ ﾊﾞｯｸﾊﾟﾈﾙ交換	○ AA６日	×	○ AA６日	×	×	×	×	
	ｺｰｼｮﾝﾌﾟﾚｰﾄ 欠品	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	○ 当日	
修復歴	修復歴車輌	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	○ AA６日	○ AA６日	修復歴車輌は下記項目のみの受付とします BP⇒交換 １事故⇒２事故は、対象外
	ｽﾃｯﾌﾟ 修正機	×	×	×	×	×	×	×	
機関・機構	PS 不良	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	ﾃﾞｨｰﾗｰ見積後の対応となります
	ｴｱｺﾝ 不良	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	ﾃﾞｨｰﾗｰ見積後の対応となります
	ｸﾗｯﾁ 不良・滑り 強化ｸﾗｯﾁ	○ 当日	×	×	×	×	×	×	
	ﾄﾞﾗｲﾌﾞｼｬﾌﾄ 不良	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	
	ﾐｯｼｮﾝ 不良	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	×	×	○ AA６日	ﾃﾞｨｰﾗｰ見積後の対応となります
	ｽｰﾊﾟｰﾁｬｰｼﾞｬｰ不良 ﾀｰﾎﾞ 不良	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	×	×	○ AA６日	ﾃﾞｨｰﾗｰ見積後の対応となります
	噴射ﾎﾟﾝﾌﾟ 不良	○ AA６日	×	×	×	×	×	○ AA６日	ﾃﾞｨｰﾗｰ見積後の対応となります
	ﾃﾞﾌ不良（ｷﾞﾔ欠け）	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	×	×	○ AA６日	ﾃﾞｨｰﾗｰ見積後の対応となります ※ﾃﾞﾌ不良受付は評価点付車輌のみ受付
	ABS 不良	○ AA６日	×	×	×	×	×	×	ﾃﾞｨｰﾗｰ見積後の対応となります
ＡＴ	ｼｮｯｸ 小	○ AA６日	○ AA６日						ﾃﾞｨｰﾗｰ見積後の対応となります 但し不具合が明確な場合はＫＡＡで確認後対応します 修復歴車輌について 修復歴内容が歪みのものは通常に受付ます BP・××・足回りズレ等駆動系にﾀﾞﾒｰｼﾞがかかるようなものは走行不能・変速しないもののみ受付ます その他の不具合はﾉｰｸﾚｰﾑ 改造車輌について 改造はﾉｰｸﾚｰﾑ 但し、EG 駆動系 足回り等以外の改造については受付ます（例、 SR ｵｰﾊﾞｰﾌｪﾝﾀﾞｰ等） 輸入車輌について 左表は落札車輌がﾃﾞｨｰﾗｰ車の場合のみ適応されます　並行輸入車輌のｸﾚｰﾑは「走行不能」に限りAA当日会場内のみｸﾚｰﾑを受付ます
	ｼｮｯｸ 大	○ AA６日	○ AA６日						
	ﾗｲﾑﾗｸﾞ	○ AA６日	○ AA６日						
	滑り	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ 当日	○ AA６日	○ AA６日	
	異音	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ 当日	○ AA６日	○ AA６日	

次頁へ続く
↓

＊低額車　　成約金額　150,000 円以下の車輌

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○　受付可 ×　対象外	当日 書類７日 AA６日	AA当日会場内（AA終了後１時間以内） 書類発送日を含め７日１７時まで AA当日を含め６日１７時まで

＊低額車　　成約金額　150,000 円以下の車輌
＊多走行　　１０万 Km以上走行の車輌
＊低年式　　新車登録１０年以上経過の車輌

		評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行 不明車	商談落札	裁定基準
ＡＴ	変速しない	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ 当日	○ AA６日	○ AA６日	ﾀｲﾑﾗｸﾞとは 静止時にP・NﾚﾝｼﾞからR・Dﾚﾝｼﾞに入れ 通常よりも遅れて入るもの ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄに如何なる理由があってもATとの記載がある場合 年式・走行距離・金額等に関らずｸﾚｰﾑを受付ます 搬出前・搬出後に関らずｸﾚｰﾑ対象となります
	走行不能	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	○ 当日	○ AA６日	○ AA６日	
エンジン	上部からの異音 ﾍｯﾄﾞ回りｶﾑﾀﾍﾟ音	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	×	×	×	ﾃﾞｨｰﾗｰ見積後の対応となります 但し不具合が明確な場合はＫＡＡ 確認後対応します 修復歴車輌について 修復箇所が歪みのものは通常に受付します BP・××・足回りズレ等駆動系に ﾀﾒｰｼﾞがかかるようなものは ｴﾝｼﾞﾝ不良・ﾒﾀﾙ音のみ受付します その他の不具合はﾉｰｸﾚｰﾑ 改造車輌について 改造はﾉｰｸﾚｰﾑ　但し、ｴﾝｼﾞﾝ 駆動系 足回り等以外の改造について受付ます （例 SR ｵｰﾊﾞｰﾌｪﾝﾀﾞｰ等） 輸入車輌について 左表は落札車輌がﾃﾞｨｰﾗｰ車の場合のみ 適応されます　並行輸入車輌のｸﾚｰﾑは 「ｴﾝｼﾞﾝ不良」に限りAA当日会場内のみの 受付とします ｴﾝｼﾞﾝ不調について ｴﾝｼﾞﾝ本体に加えｲﾝｼﾞｪｸｼｮﾝの不具合も 含みます ｴﾝｼﾞﾝ不良について ｴﾝｼﾞﾝ本体の破損・ﾛｯｸ・ﾒﾀﾙ音等 ｾｰﾙｽﾎﾟｲﾝﾄに如何なる理由があっても ｴﾝｼﾞﾝに関する記載がある場合 年式・走行距離・金額等に関わらずｸﾚｰﾑを受付ます 搬出前・搬出後に関わらずｸﾚｰﾑを受付ます
	ｵｰﾊﾞｰﾋｰﾄ	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	×	×	○ AA６日	
	白煙	○ AA６日	○ AA６日	×	×	×	×	×	
	不調	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	×	×	×	
	ｵｲﾙ 漏れ	×	×	×	×	×	×	×	
	ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞｶｰ の ﾓｰﾀｰおよびﾊﾞｯﾃﾘｰ	○ AA６日	○ AA６日	○ AA６日	×	×	×	×	
	走行異常	AA開催日より６ヶ月					ﾉｰｸﾚｰﾑ	AA 開催日 より ６ヶ月	保証書・記録簿・他AAの出品歴等で 走行距離の異常を明示できるもの ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円 ＫＡＡが認める全経費 記録簿：ﾕｰｻﾞｰ車検を除く 保証書：ﾒｰﾀｰ交換の実施内容が明確なもの 交換日付と距離のみでは不可 積算計１０万Kmの表示の無い車輌について （通称１回転） ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円 ＫＡＡが認める全経費
	盗難車輌	無　期　限							盗難車輌とは、盗難事件の処理が未解決のものを指し処理が完了している盗難歴車輌はﾉｰｸﾚｰﾑ 指紋採取跡はｸﾚｰﾑ対象外 ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ100,000円 ＫＡＡが認める全経費
	抵当権設定車輌 差押車輌	AA開催日より６ヶ月							ｷｬﾝｾﾙを原則とする ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ100,000円 ＫＡＡが認める全経費
	接合車輌	AA開催日より６ヶ月							車体の３分の１程度かそれ以上を骨格部分を含め中古部品により交換されたものを接合車輌とする ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ100,000円 ＫＡＡが認める全経費

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ ×	受付可 対象外	当日 書類７日 AA６日	AA当日会場内（AA終了後１時間以内） 書類発送日を含め７日１７時まで AA当日を含め６日１７時まで

＊低額車　　成約金額　150,000 円以下の車輌
＊多走行　　１０万Km以上走行の車輌
＊低年式　　新車登録１０年以上経過の車輌

		評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行 不明車	商談落札	裁定基準
受付期間延長	冠水歴車輌	AA開催日より６ヶ月							海水・泥水・真水に関わらず車内に水が入り通常の使用では起こらないサビ・腐食・泥水跡があり商品価値が著しく下がる車輌を冠水歴車輌とする ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円 ＫＡＡが認める全経費
		現状車輌が冠水歴車輌であった場合							AA開催日の翌週木曜日１７時まで ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円+ＫＡＡが認める全経費
	消火器散布歴車輌	AA開催日より１ヶ月							車内に消化剤の散布跡またはそれによるサビがみられるものを消火器散布歴車輌とする ﾙｰﾑｸﾘｰﾆﾝｸﾞ等で消化剤散布跡が見当たらなくても　損害保険会社等で消化剤の確認が出来る場合も　ｸﾚｰﾑの対象とする ｷｬﾝｾﾙ 時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰなし ＫＡＡが認める全経費 （低額車輌は陸送費用のみ）
	ﾐｯｼｮﾝ乗せ替え規格外ｴﾝｼﾞﾝの乗せ替え	AA開催日より１ヶ月							AT⇔MT　ﾐｯｼｮﾝ乗せ替え 規格外ｴﾝｼﾞﾝへの乗せ替え 各ﾒｰｶｰの相談窓口で確認し対応する ｷｬﾝｾ ﾙ時ﾍﾟ ﾅﾙﾃｨｰなし ＫＡＡが認める全経費 加修費用は認められるが転売後の経費は含まない（低額車輌は陸送費用のみ）

■ ﾒｰﾀｰ交換車輌クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

クレーム内容	ｸﾚｰﾑ受付期間	ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ金額	ｸ ﾚｰﾑ対応 裁定 基準
メーター交換で距離が変わる車輌	AA開催日より6ヶ月	ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円	保証書 記録簿 他AA歴等で異常が明示可能なものｷｬﾝｾﾙ or 値引き
純正メーター交換で距離が変わらない車輌 セットアップ交換車輌	AA開催日より1ヶ月	なし	保証書 記録簿 他AA歴等で異常が明示可能なもの ｷｬﾝｾﾙ or 値引き
規格外メーターに交換されていて走行距離が変わる車輌 ﾒｰｶｰ（ﾃﾞｨｰﾗｰ）での規格が変更 前期型車に後期型車を又はAT車にMT車を取付け	AA開催日より1週間	なし	目視にて判別可能なもの ｷｬﾝｾﾙ or 値引き
規格外メーターに交換されていて走行距離が変わらない ﾒｰｶｰ（ﾃﾞｨｰﾗｰ）での規格が変更 前期型車に後期型車を又はAT車にMT車用を取付け	AA開催日より1週間	なし	目視にて判別可能なもの ｷｬﾝｾﾙ or 値引き
社外メーターが取り付けられていて 走行距離が変わる車輌	AA開催日より1週間	なし	目視にて判別可能なもの ｷｬﾝｾﾙ or 値引き
社外メーターが取り付けられていて 走行距離が変わらない車輌	AA開催日より1週間	なし	目視にて判別可能なもの ｷｬﾝｾﾙ or 値引き
走行不明（＃）の相違 走行不明の認識が違い改ざんの場合	AA開催日より1ヶ月	なし	保証書 記録簿 他AA歴等で異常が明示可能なもの ｷｬﾝｾﾙ or 値引き
メーター交換申告の相違 メーター交換の申告はあるが交換記録ない 又は記録として認められない	AA開催日より1ヶ月	ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円	ｷｬﾝｾﾙ or 値引き

■　特別なクレーム裁定基準・ペナルティー裁定基準

クレーム内容	ペナルティー金額
・落札車輌の交通違反等により旧所有者への通知 ・放置車輌等による公的機関及び土地所有者等よりの旧所有者への通知 ・ＫＡＡを介さずに出品店並びに落札店への直接の問い合わせ ・その他、出品店並びに落札店よりＫＡＡに対し直接問合せ（ユーザーへの問合せ含む）のクレームが発生し、ＫＡＡが相当と判断したもの	ﾍﾟﾅﾙﾃｨ-50,000 円

■〔 オレンジコーナー 専用 〕
- 原則ノークレーム
- 下記項目のみ受付致します
- 成約金額 150,000 円以上は一般車対応となります

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

○ 受付可 × 対象外	当日 書類７日 AA６日	AA当日会場内（AA終了後１時間以内） 書類発送日を含め７日１７時まで AA当日を含め６日１７時まで

	輸入車	多走行・低年式	低額車	走行不明車	裁定基準
盗難車輌	無　期　限				ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ100,000円 KAAが認める全経費
接合車輌 走行異常 冠水歴車輌	AA開催日より６ヶ月				ｷｬﾝｾﾙ時ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円 KAAが認める全経費 ｵﾄﾞﾒｰﾀｰ１周車輌については ｷｬﾝｾﾙﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円 KAAが認める全経費
抵当権設定車輌 差押車輌	AA開催日より３ヶ月				ｷｬﾝｾﾙﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円 KAAが認める全経費
消火器散布歴車輌 規格外ﾐｯｼｮﾝ 規格外ｴﾝｼﾞﾝ 及び乗せ替え車輌	AA開催日より１ヶ月				ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰｷｬﾝｾﾙ KAAが認める全経費 低価格車輌は陸送費用（往復）のみ

エンジン	○ ＡＡ当日	不良のみ受付 エンジン本体の破損・ロック・メタル音
Ａ　Ｔ	○ ＡＡ当日	不良のみ受付 変速しない・走行不能
年式	○ 書類７日	輸入車輌は国内での初度登録年を年式とする ｷｬﾝｾﾙの場合　ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ+陸送費用（片道）のみ
車名	○ 当日	ｷｬﾝｾﾙの場合ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ
ﾄﾞｱ数・形状	○ 当日	ｷｬﾝｾﾙの場合ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ
ｸﾞﾚｰﾄﾞ	○ 書類７日	新車販売価格　誤記入ｸﾞﾚｰﾄﾞ＞実ｸﾞﾚｰﾄﾞ ｷｬﾝｾﾙの場合　ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ+陸送費用（片道）のみ 新車販売価格　誤記入ｸﾞﾚｰﾄﾞ＜実ｸﾞﾚｰﾄﾞ ﾉｰｸﾚｰﾑ 存在しないｸﾞﾚｰﾄﾞはﾉｰｸﾚｰﾑ
4WD⇔2WD の違い	○ ＡＡ６日	ｷｬﾝｾﾙの場合ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ+陸送費用（片道）のみ
車歴車検の有無	○ 書類７日	ｷｬﾝｾﾙの場合ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ+陸送費用（片道）のみ
型式 定員 排気量 Nox ﾃﾞｨｰﾗｰ車輌	○ 書類７日	存在しない型式はﾉｰｸﾚｰﾑ ﾊﾞﾝ等の定員：前列１列のみ（定員2～3名）の 場合記載が必要 未記入箇所はｸﾚｰﾑの対象外となります ｷｬﾝｾﾙの場合　ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ+陸送費用（片道）のみ
ﾐｯｼｮﾝ違い	○ ＡＡ６日	ｼﾌﾄ位置（ﾌﾛｱ・ｺﾗﾑ等）のご記入において 存在しないものはﾉｰｸﾚｰﾑ ｷｬﾝｾﾙの場合　ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ+陸送費用（片道）のみ ｺﾗﾑ・ﾀﾞｯｼｭの違いもﾉｰｸﾚｰﾑ
燃料違い	○ ＡＡ６日	ｷｬﾝｾﾙの場合ﾉｰﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ+陸送費用（片道）のみ
検査証記載距離と 実走行違い	○ 書類１ヶ月	2週間以内に検査証が訂正可能な場合ﾉｰｸﾚｰﾑ 訂正可能であるが2週間以内に訂正出来ない場合は 通常ｷｬﾝｾﾙとする 訂正不可能な場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ50,000円+陸送費用（往復）